

令和5年4月

保護者の皆様

加古川市教育委員会

児童生徒の健全育成のための学校と警察との相互連携について

教育委員会では、児童生徒の健全育成の充実を目指し、「加古川市教育委員会と兵庫県警察本部との相互連携に係る協定書」（以下「協定書」）に基づき平成29年11月から学校と警察との相互連携を行っております。この連携は、児童生徒を「犯罪被害から守ること」や「非行防止」、「非行からの立ち直り支援」のために、各学校及び教育委員会と警察が児童生徒に関する情報を共有して、児童生徒へのさらなる支援や指導を行うためのものです。

この度、令和5年2月7日付の文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（以下「通知」）では、「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない」とされています。このことを受け、改めて保護者の皆様にお知らせいたします。

教育委員会では引き続き、児童生徒の非行防止、健全育成の充実のため適切な対応を行ってまいりますので、保護者の皆様におかれましては、本連携へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、「協定書」、「学校と警察との情報連携に係るガイドライン」及び「通知」の内容は、右記のQRコードからご覧いただけます。



児童生徒の健全育成に向けた学校と警察との相互連携のイメージ

